

国立大学法人東京医科歯科大学

クラウドファンディングに関する規則

〔 令和元年 1 1 月 2 9 日 〕
規 則 第 1 1 4 号

（趣旨）

第 1 条 この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学（以下「本学」という。）の教職員又は学生という身分を表示するクラウドファンディングによる支援事業プロジェクト（以下「プロジェクト」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第 2 条 本学の教育、研究、医療、国際交流及び社会貢献等に関し、インターネットを経由した不特定多数の者からの寄附を募るクラウドファンディングを活用した寄附金（以下「寄附金」という。）を募集することにより、新たな寄附者の発掘につなげ、寄附収入を拡大し、本学の教育研究等の活性化及び財務基盤の強化を図ることを目的とする。

（実施できるプロジェクト）

第 3 条 本学の教職員又は学生という身分を表示して実施できるプロジェクトは、次の各号に掲げるものとする。ただし、学長が指定するチェックリストの項目に全て該当しなければならない。

- (1) 教育に関するもの
- (2) 研究に関するもの
- (3) 医療に関するもの
- (4) 国際交流に関するもの
- (5) 社会連携・社会貢献活動等に関するもの
- (6) その他学長が認めたもの

2 前項のプロジェクトのうち申請プロジェクトとして認めるものは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 本学の教職員が代表者となるもの
- (2) 本学の学生が代表者となるプロジェクトのうち前項第 2 号に規定するもの

3 第 1 項のプロジェクトのうち届出プロジェクトとして認めるものは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 本学の教職員が参画するプロジェクトのうち代表者が他大学に所属しているもの
- (2) 本学の学生が代表者となるプロジェクトのうち第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までに規定するもの

4 プロジェクトは、原則として、金品又は有体物による返礼を前提としないものとする。

5 プロジェクトは、本学の名誉又は信用を損なわないものとする。

（用語の定義）

第 4 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) プロジェクト代表者（以下「代表者」という。）

- プロジェクトを実施する教職員又は学生の代表者
- (2) プロジェクト担当者（以下「担当者」という。）
- プロジェクト代表者のもとでプロジェクトを実施する教職員及び学生
- (3) プロジェクト責任者（以下「責任者」という。）
- イ 代表者が教職員の場合は、分野長
- ロ 代表者が学生の場合は、学生を管理する教員
- (4) クラウドファンディング事業者（以下「事業者」という。）
- プロジェクトを実施するために本学が認めた法人
- (5) 寄附者
- プロジェクトの達成のために、事業者を介して寄附を行った個人又は法人

（責務）

- 第5条 代表者及び担当者は、事業者と連携して、プロジェクトを誠実に遂行しなければならない。
- 2 責任者は、プロジェクトの内容及び実施状況を確認するものとする。
- 3 代表者は、プロジェクトの募集において、次の各号に掲げる場合は、本学の教職員又は学生という身分を表示してはならない。
- (1) 次条及び第7条に規定する手続を行っていないもの
- (2) 前号の手続を経てプロジェクト実施が否決されたもの
- 4 代表者は、事業者からの指示に従い、プロジェクトの成果の概要をとりまとめ、公表しなければならない。なお、申請プロジェクトについては、公表後速やかに学長に報告するものとする。
- 5 代表者は、第三者から著作権その他一切の知的財産権を侵害するものとして何らかの請求がなされた場合、責任をもって対応しなければならない。なお、その他の責務については事業者との契約書に準ずるものとする。
- 6 届出プロジェクトについて、大学は一切の責任を負わないものとし、代表者、担当者及び責任者が自己の責任においてプロジェクトを実行するものとする。

（プロジェクト実施の届出等）

- 第6条 プロジェクトの実施を希望する場合、代表者は、学長が指定する書類を、第14条第1項に規定する事務（以下「担当事務」という。）へ届け出なければならない。
- 2 代表者は、担当事務の確認を経て、事業者との相談を行うものとする。

（プロジェクトの申請）

- 第7条 申請プロジェクトについては、代表者は、学長が指定する申請書を添えて部局等の長に申請するものとする。
- 2 部局等の長は、前項の申請があったときは、当該部局等の教授会又はこれに相当する機関の議を経て、申請プロジェクトの実施を学長に申請するものとする。
- 3 届出プロジェクトについては、前2項の手続は不要とする。

（プロジェクトの決定）

- 第8条 学長は、前条第2項の申請があったときは、申請プロジェクトの実施の可否を決定するものとする。
- 2 学長は、前項の結果を当該部局等の長及び代表者に通知するものとする。

(プロジェクトの中止)

第9条 学長は、事業者への申請プロジェクト申し込み後に当該プロジェクトについて継続することが適当ではないと判断した場合は、当該プロジェクトの中止理由を当該部局等の長及び代表者に通知の上で、これを中止することができるものとする。

2 前項によりプロジェクトを中止する際に生じた費用については、代表者の負担とする。

(プロジェクト可否の報告)

第10条 申請プロジェクトの代表者は、成立又は不成立について、速やかに当該部局等の長及び学長に報告するものとする。

2 届出プロジェクトの代表者は、成立又は不成立について、速やかに担当事務に報告するものとする。

(寄附金の納入及び受入)

第11条 申請プロジェクトの寄附金の取扱いについては、国立大学法人東京医科歯科大学受託研究等取扱規則(平成16年規則第78号)、国立大学法人東京医科歯科大学基金規則(平成23年規則第78号)、国立大学法人東京医科歯科大学特定基金要領を準用し、次項から第6項までの規定に従うものとする。

2 代表者は、寄附金申込書を金銭出納担当者に提出するものとする。

3 寄附金は、その実施期間に係る総額を一括して受け入れることを原則とする。

4 寄附金を受け入れた場合は、事業者が定める手数料を拠出するものとする。

5 寄附金を受け入れた場合は、前項の手数料に加えて事務手数料として達成金額の5%を拠出するものとする。

6 前項に規定する事務手数料については、50%を事務局に配分し、50%を担当事務の部局等に配分する。

7 届出プロジェクトについては、寄附金の受入れ及び管理を、代表者が行うものとする。

(寄附金の支出)

第12条 寄附金は、プロジェクトの達成のため必要かつ適正と認められるものに支出するものとする。

(特許等の取扱い)

第13条 代表者及び担当者が行った発明に係る特許等の取扱いについては、国立大学法人東京医科歯科大学職務発明規則(平成16年規則第241号)の定めるところによる。

(事務)

第14条 プロジェクトに関する事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 研究費関連(代表者が教職員又は大学院生) 統合研究機構

(2) 研究費関連(代表者が学部生) 医学部事務部、歯学部事務部又は教養部

(3) 学生関連(前2号を除く) 学生支援事務室

(4) 病院関連(前3号を除く) 病院事務部

2 規則の改廃に係る事務については、戦略企画課が行う。

(損害賠償)

第15条 代表者、担当者及び責任者が、故意又は重大な過失により大学に損害を与え場合は、その損害の全部又は一部を賠償させるものとする。

(雑則)

第 16 条 この規則に定めるもののほか、クラウドファンディングについて必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

1 この規則は、令和元年 12 月 1 日から施行する。

2 第 11 条第 5 項に定める事務手数料は、令和 2 年度までに募集を開始したプロジェクトについては徴収しないものとする。ただし、5 件を超えたプロジェクトについては事務手数料を徴収する。

附 則 (令和 2 年 3 月 31 日規則第 29 号)

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 5 月 25 日規則第 68 号)

この規則は、令和 3 年 5 月 25 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (令和 3 年 9 月 22 日規則第 93 号)

この規則は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。